

金地金の密輸入事犯等への対策の推進について（通達）

令和7年12月9日

警察庁丁生経発第191号、丁生企発第752号、丁組一発第656号、丁組二発第438号、丁国搜発第2837号

警察庁生活安全局生活経済対策管理官、生活安全局生活安全企画課長、刑事局組織犯罪対策部組織犯罪第一課長、刑事局組織犯罪対策部組織犯罪第二課長、刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官から警視庁関係部長及び各道府県警察本部長宛て

（概要）

金地金の密輸入事犯等への対策の推進を指示するもの。

指示内容は、

- 税関と連携した取締りの推進
 - ・ 税関との連絡窓口の指定
 - ・ 関係部門間の連携について
 - ・ 参考となる情報の提供
- 取締りに資する情報の収集
 - ・ 疑わしい取引の届出に係る広報啓発活動等の推進
 - ・ 特殊詐欺等の被害品である金地金が持ち込まれた場合等における貴金属取扱業者から早期の警察通報を受けるための広報啓発活動等の促進

等である。